

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅封印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
グルジア	グルジア政府に対する贈与に関する日本国政府とグルジア政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	200,000千円 -----	H26.1.20 トビリジ で (同日)	日本側 貝谷俊男在グルジア大使 グルジア側 ノダル・ハドカリ財務大臣	H26.2.4 40号
グルジア	グルジア政府に対する贈与に関する日本国政府とグルジア政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	500,000千円 -----	H26.6.18 トビリジ で (同日)	日本側 貝谷俊男在グルジア大使 グルジア側 ノダル・ハドカリ財務大臣	H26.7.17 236号
グルジア	グルジア政府に対する贈与に関する日本国政府とグルジア政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	100,000千円 -----	H26.12.15 トビリジ で (同日)	日本側 貝谷俊男在グルジア大使 グルジア側 ノダル・ハドカリ財務大臣	H26.12.26 411号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。